

春過ぎて 夏きたるらし 白妙の 衣ほしたり 天の香具山

持統天皇



23 無邪気なひつじ

基本的に教材は、教科書の内容に沿って制作されます。特に、準拠本は「あなたが学校で使っている教科書とぴったり合った内容」というのが売りとなっています。しかし、中身を見てみると、用語は同じだけれども文章・問題が教科書のものを若干アレンジしたものになっていたり、国語・英語の本文が一部抜粋になっていたりします。これには、以下のような事情があります。今回は、「教材の制作」と「教科書の著作権」のお話です。

【教科書の引用について】

教科書にも当然、著作権がありますので、教科書を利用する場合は著作権者の許諾が必要となります。教材を制作する出版社は、許諾作業を委託できる団体を通じて、教科書利用の許諾申請を行い、使用料を支払います。当然、利用する部分が多いほど使用料は高くなるので、教材出版社は許諾申請する範囲を絞ります。結果、教科書ガイドや教科書会社が制作している教材以外では、例え準拠本であっても、教科書の文章・問題をそのまま使うわけにはいかないのです。一般的な教材には、以下のような引用の制約があります。

- 教科書に掲載されている問題の引用は不可。
- 数学・理科・社会は、本文の引用は不可（定義・定理、公式、用語など一言一句同じになってもやむを得ないものはOK）。英語・国語の本文は、一定の割合を上限に引用を認める。ただし、本文を穴埋め問題にしたり、段落を入れ替えたり、中略したり、文章整序問題にするなどの改変は不可。※漢字の初出位置が変更になったことによるルビの移動はOK。
- 英語本文の和訳は、たとえ教科書に掲載されていないものであっても、一定の割合を超えてはいけません。
- 本文以外の脚注・説明・資料・写真・図版などの引用は不可。

教材出版社は、教材の見本本ができるのと教科書会社に送ってチェックを受けなければならないので、かなり厳密に上記のルールを守る必要があります。そのため、準拠本の制作時には、教科書と同じ問題が含まれていないか、本文引用率は制限内か、など教科書著作権に関するチェックの依頼があります。

一方で、「教科書にぴったり」を売りにするわけですから、各教材出版社は、それぞれ工夫を凝らして教科書の文章・問題に近づける努力をしています。改めて出来上がった教材と教科書を見比べると、語句の言い換え、語順の入れ替え、要約、箇条書き、文末・てにをはの変更、図版のレイアウトを変えるなど工夫の跡が見て取れます。

業務連絡

当然ですが、請け負った案件の内容（教材名やテスト名を含む）をHP・ブログ・Twitterなどで公開してはいけません。

あられ's通信のバックナンバーを、アラルスのホームページで閲覧できるようになりました。校正事例や教科書改訂についての記事がありますので、ぜひ「アラルス」で検索してみてください。



文責：沈黙のひつじ

